各務原市特定子ども・子育て支援施設等確認指導監査実施要綱

(令和7年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、施設等利用費の支給の適正化を図るため、特定子ども・子育て 支援施設等に対して確認指導及び確認監査を実施することに関し、必要な事項を定 めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)特定子ども・子育て支援施設等 市長の確認を受けた子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第30条の11第1項の特定子ども・子育て支援施設等をいう。
 - (2) 施設等利用費 法第30条の2の施設等利用費をいう。
 - (3)確認 法第30条の11第1項の確認をいう。
 - (4) 確認指導 法第30条の3において準用する法第14条第1項の規定により市 が行う質問、立入り、検査等及び各種指導等をいう。
 - (5) 確認監査 法第58条の8第1項の規定により市長が行う質問、立入り、検査 等をいう。
 - (6) 特定子ども・子育て支援提供者 特定子ども・子育て支援施設等である施設の 設置者又は事業を行う者をいう。

(確認指導の方針)

第3条 確認指導は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。)第53条から第61条までに規定する内容の遵守を徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤及び不正の防止を図るために実施するものであることを念頭に置いて、これを行わなければならない。

(確認指導の種類)

第4条 確認指導の種類は、集団指導及び実地指導とする。

(集団指導の実施)

第5条 集団指導は、特定子ども・子育て支援提供者を一の場所に集めて、運営基準

の遵守の徹底を図るために市長が必要と認める事項について、講習等を行うものと する。ただし、災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、テレ ビ電話装置その他の情報通信機器を活用した方法により講習等を行うことができる。

- 2 集団指導の実施基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 新たに確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等に対しては、当該確認の日からおおむね1年以内に1度実施する。
- (2)制度改正の内容、施設等利用費の請求の実態、過去の指導事例等に鑑みて、運営基準の周知徹底が必要であると市長が認めた場合は、その内容に応じて集団指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を選定し、随時実施する。
- 3 市長は、集団指導の実施を決定したときは、特定子ども・子育て支援施設等確認 指導(集団指導)の実施について(通知)(様式第1号)により、当該集団指導の対 象となる特定子ども・子育て支援提供者に通知するものとする。
- 4 集団指導は、やむを得ない事情がない限り、欠席してはならない。
- 5 市長は、集団指導を欠席した特定子ども・子育て支援提供者があるときは、当該 集団指導において配付した書類の送付その他必要な情報提供を行うよう努めるとと もに、次の集団指導を実施する際に、当該特定子ども・子育て支援施設等を改めて その対象として選定するものとする。

(実地指導の実施)

- 第6条 実地指導は、実地により、関係者に対して質問し、関係者と面談し、又はその設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、及び各種指導等を行うものとする。ただし、災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した方法による面談、特定子ども・子育て支援提供者に提出させた帳簿書類その他の物件の検査等を組み合わせて、実地によらないで行うことができる。
- 2 実地指導の実施基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1)全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、原則として3年度ごとに1回実施する。
- (2) 運営基準の遵守状況又は実地指導における文書指摘事項(次条第1項に規定する文書指摘事項をいう。)の改善状況に問題がある等、継続的な指導が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等に対しては、その改善が図られるまで、必要に応じて実施する。

- (3) その他市長が特に必要があると認める場合には、随時実施する。
- 3 市長は、実地指導の実施を決定したときは、特定子ども・子育て支援施設等確認 指導(実地指導)の実施について(通知)(様式第2号)により、当該実地指導の対 象となる特定子ども・子育て支援提供者に通知するものとする。ただし、緊急を要 する場合又は当該通知をすることで実地指導の実施に支障を及ぼすおそれがある場 合は、この限りでない。
- 4 実地指導は、確認に係る事務を所掌する課等の職員2人以上で実施するものとする。
- 5 実地指導を実施した職員は、実地指導の終了後、特定子ども・子育て支援提供者 に対して講評を行うとともに、改善を要する事項のうち軽微な事項について、必要 な措置を講ずるよう口頭で指導するものとする。

(実地指導の結果の通知等)

- 第7条 市長は、実地指導の結果、改善を要する事項(前条第5項の軽微な事項を除く。次項において「文書指摘事項」という。)があると認めたときは、特定子ども・子育て支援施設等確認指導(実地指導)の結果について(通知)(様式第3号)により特定子ども・子育て支援提供者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた特定子ども・子育て支援提供者は、文書指摘事項について速やかに必要な措置を講じ、当該通知の日から60日以内で市長が定める期日までに特定子ども・子育て支援施設等確認指導(実地指導)文書指摘事項に関する報告について(提出)(様式第4号)を市長に提出し、その改善状況を報告しなければならない。
- 3 市長は、実地指導の結果、前条第5項の軽微な事項のほかに改善を要する事項がないと認めたときは、特定子ども・子育て支援施設等確認指導(実地指導)の結果について(通知)(様式第5号)により特定子ども・子育て支援提供者に通知するものとする。

(確認監査への移行)

- 第8条 実地指導の実施中において、次の各号のいずれかに該当することが判明した ときは、実地指導を中止し、直ちに確認監査へと移行するものとする。
 - (1) 特定子ども・子育て支援施設等に運営基準への著しい違反があること。
 - (2) 特定子ども・子育て支援施設等又は法第30条の5第3項の施設等利用給付認 定保護者による施設等利用費の請求について、不正又は著しい不当があること。

- (3) 特定子ども・子育て支援提供者に意図的な情報の隠ぺいその他の悪質な不正の 疑いがあること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9 第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われること。
- 2 前項の規定により実地指導から確認監査へと移行した場合においては、第6条第 5項及び前条の規定は、適用しない。

(確認監査の方針)

第9条 確認監査は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実関係を 的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施するものであることを念頭 に置いて、これを行わなければならない。

(確認監査の実施)

- 第10条 確認監査は、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は質問し、若しくはその施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することにより行うものとする。
- 2 確認監査は、第8条第1項の規定により実地指導から移行する場合のほか、同項 各号のいずれかに該当することを把握した場合で、市長が特にその必要があると認 めるときに行うものとする。
- 3 市長は、確認監査の実施を決定したときは、特定子ども・子育て支援施設等確認 監査の実施について(通知)(様式第6号)により、当該確認監査の対象となる特定 子ども・子育て支援提供者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合、当 該通知をすることで確認監査の実施に支障を及ぼすおそれがある場合又は第8条第 1項の規定により実地指導から移行する場合は、この限りでない。
- 4 確認監査は、確認に係る事務を所管する課等の職員2人以上で実施するものとする。
- 5 確認監査を実施した職員は、確認監査の終了後、特定子ども・子育て支援提供者 に対して講評を行うとともに、改善を要する事項のうち軽微な事項について、必要 な措置を講ずるよう口頭で指導するものとする。

(確認監査の結果の通知等)

第11条 市長は、確認監査(第8条第1項の規定により実地指導から移行した場合

にあっては、当該実地指導を含む。以下この条から第14条までにおいて同じ。)の結果、改善を要する事項(前条第5項の軽微な事項及び次条第2項の規定より通知する事項を除く。次項において「文書指摘事項」という。)があると認めたときは、特定子ども・子育て支援施設等確認監査の結果について(通知)(様式第7号)により特定子ども・子育て支援提供者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた特定子ども・子育て支援提供者は、文書指摘事項 について速やかに必要な措置を講じ、当該通知の日から60日以内で市長が定める 期日までに特定子ども・子育て支援施設等確認監査文書指摘事項に関する報告につ いて(提出)(様式第8号)を市長に提出し、その改善状況を報告しなければならな い。
- 3 市長は、確認監査の結果、前条第5項の軽微な事項のほかに改善を要する事項が ないと認めたときは、特定子ども・子育て支援施設等確認監査の結果について(通 知)(様式第9号)により特定子ども・子育て支援提供者に通知するものとする。 (改善勧告)
- 第12条 市長は、確認監査において、特定子ども・子育て支援提供者が法第58条の9第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、同項の規定による勧告(以下「改善勧告」という。)をすることができる。
- 2 市長は、改善勧告をするときは、特定子ども・子育て支援施設等確認監査に係る 改善勧告について(通知)(様式第10号)により、特定子ども・子育て支援提供者 にその旨を通知するものとする。
- 3 改善勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者は、当該改善勧告の日から60 日以内で市長が定める期日までに当該改善勧告に係る措置を講じ、特定子ども・子 育て支援施設等確認監査に係る改善勧告に関する報告について(提出)(様式第11 号)を市長に提出し、その改善状況を報告しなければならない。
- 4 市長は、改善勧告をした場合において、前項の期日までに同項の規定による改善 状況の報告がないときは、法第58条の9第4項の規定により、その旨を公表する ことができる。

(改善命令)

第13条 市長は、改善勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくて改善勧告に係る措置を講じなかったときは、当該特定子ども・子育て支援

提供者に対し、法第58条の9第5項の規定による命令(以下「改善命令」という。)をすることができる。

- 2 市長は、改善命令をするときは、特定子ども・子育て支援施設等確認監査に係る 改善命令について(通知)(様式第12号)により、特定子ども・子育て支援提供者 にその旨を通知するものとする。
- 3 改善命令を受けた特定子ども・子育て支援提供者は、当該改善命令の日から60日以内で市長が定める期日までに前条第3項の措置を講じ、特定子ども・子育て支援施設等確認監査に係る改善命令に関する報告について(提出)(様式第13号)を市長に提出し、その改善状況を報告しなければならない。
- 4 市長は、改善命令をしたときは、法第58条の9第6項の規定により、その旨を 公示するとともに、岐阜県知事に通知しなければならない。

(確認の取消し等)

- 第14条 市長は、確認監査において、法第58条の10第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 2 市長は、確認を取り消し、又はその効力を停止したときは、特定子ども・子育て支援提供者に対し、各務原市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年規則第3 1号)第13条の規定によりその旨を通知するとともに、法第58条の11の規定により、遅滞なく公示しなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続等)

- 第15条 行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づき、市長は、次の各号に掲げる処分をしようとする場合には、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。
 - (1)確認の取消し 聴聞
 - (2) 改善命令又は確認の効力の停止 弁明の機会の付与
- 2 行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適 用しない。

(不当利得の徴収)

第16条 市長は、特定子ども・子育て支援提供者が偽りその他不正の行為により施設等利用費の支払を受けたと認めるときは、法第30条の3において準用する法第

12条第2項の規定により、当該特定子ども・子育て支援提供者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収するものとする。

(確認指導及び確認監査の結果の公表等)

第17条 市長は、当該年度に実施した確認指導及び確認監査の結果、特定子ども・ 子育て支援提供者から報告を受けた改善状況等を、別に定める基準により市ウェブ サイトに公表するものとする。

(岐阜県との連携等)

第18条 市長は、確認指導又は確認監査を行うに当たっては、岐阜県との間で必要 に応じて調整、連携、情報の共有等を図るものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様

各務原市長

特定子ども・子育て支援施設等確認指導(集団指導)の実施について(通知)

次のとおり確認指導(集団指導)を実施しますので通知いたします。 つきましては、確認指導(集団指導)当日における関係職員の出席について、ご配慮を お願いいたします。

- 1 集団指導の対象施設等の名称
- 2 集団指導の日時
- 3 集団指導の実施場所
- 4 集団指導の内容
- 5 その他

様

各務原市長

特定子ども・子育て支援施設等確認指導(実地指導)の実施について(通知)

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第14条第1項の規定により、 次のとおり確認指導(実地指導)を実施しますので通知いたします。

確認指導(実地指導)に際しては、事前にご提出いただく必要がある書類及び当日ご準備いただく必要がある書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、当日における関係職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 実地指導の対象施設等の名称
- 2 実地指導の日時
- 3 実地指導の実施場所
- 4 実地指導を担当する職員の氏名
- 5 事前にご提出いただく必要がある書類及びその提出期限
- 6 当日ご準備いただく必要がある書類
- 7 その他

様

各務原市長

特定子ども・子育て支援施設等確認指導(実地指導)の結果について(通知)

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第14条第1項の規定により 実施した確認指導(実地指導)の結果、別紙のとおり改善を要する事項が認められました ので、速やかに必要な措置を講じ、以下の報告期限までに改善状況を市に報告してくださ い。

- 1 施設等の名称
- 2 実地指導の実施日時
- 3 改善状況の報告期限
- 4 報告の方法

「特定子ども・子育て支援施設等確認指導(実地指導)文書指摘事項に関する報告について(提出)(様式第4号)」に改善した内容を記載し、以下の提出先へ提出してください。

- 5 提出先
- 6 その他

様式第3号別紙

改善を要する事項(特定子ども・子育て支援施設等確認指導(実地指導))

- 1 施設等の名称
- 2 実地指導の実施日時
- 3 改善を要する事項

改善を要する事項 (文書指摘事項)	根拠規定

(宛先) 各務原市長

所在地名称代表者職氏名

特定子ども・子育て支援施設等確認指導(実地指導) 文書指摘事項に関する報告について(提出)

年 月 日付けで通知のありました改善を要する事項(文書指摘事項)については、次のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 実地指導について

施設等の名称			
実 施 日 時	年	月	∃

2 文書指摘事項に対する改善状況について

改善を要する事項 (文書指摘事項)	改善した内容

第号年月

様

各務原市長

特定子ども・子育て支援施設等確認指導(実地指導)の結果について(通知)

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第14条第1項の規定により 実施した確認指導(実地指導)の結果、改善状況の報告が必要となる事項はありませんで したので、次のとおり通知します。

- 1 施設等の名称
- 2 実地指導の実施日時

様

各務原市長

特定子ども・子育て支援施設等確認監査の実施について(通知)

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により、次のとおり確認監査を実施しますので通知いたします。

確認監査に際しては、事前にご提出いただく必要がある書類及び当日ご準備いただく必要がある書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、当日における関係職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 確認監査の対象施設等の名称
- 2 確認監査の日時
- 3 確認監査の実施場所
- 4 確認監査を担当する職員の氏名
- 5 事前にご提出いただく必要がある書類及びその提出期限
- 6 当日ご準備いただく必要がある書類
- 7 その他

様

各務原市長

特定子ども・子育て支援施設等確認監査の結果について(通知)

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、別紙のとおり改善を要する事項が認められましたので、速やかに必要な措置を講じ、以下の報告期限までに改善状況を市に報告してください。

- 1 施設等の名称
- 2 確認監査の実施日時
- 3 改善状況の報告期限
- 4 報告の方法

「特定子ども・子育て支援施設等確認監査文書指摘事項に関する報告について(提出) (様式第8号)」に改善した内容を記載し、以下の提出先へ提出してください。

- 5 提出先
- 6 その他

様式第7号別紙

改善を要する事項 (特定子ども・子育て支援施設等確認監査)

- 1 施設等の名称
- 2 確認監査の実施日時
- 3 改善を要する事項

改善を要する事項 (文書指摘事項)	根拠規定

(宛先) 各務原市長

所在地名称代表者職氏名

特定子ども・子育て支援施設等確認監査 文書指摘事項に関する報告について(提出)

年 月 日付けで通知のありました改善を要する事項(文書指摘事項)については、次のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 確認監査について

施言	投 等	の名	;称						
実	施	日	時		年	月	日		

2 文書指摘事項に対する改善状況について

改善を要する事項 (文書指摘事項)	改善した内容

様

各務原市長

特定子ども・子育て支援施設等確認監査の結果について(通知)

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善状況の報告が必要となる事項はありませんでしたので、次のとおり通知します。

- 1 施設等の名称
- 2 確認監査の実施日時

様

各務原市長

特定子ども・子育て支援施設等確認監査に係る改善勧告について(通知)

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、同法第58条の9第1項第 号に該当すると認められたため、同項の規定に基づき、別紙のとおり必要な措置をとるべきことを勧告します。

- 1 施設等の名称
- 2 確認監査の実施日時
- 3 改善状況の報告期限
- 4 報告の方法

「特定子ども・子育て支援施設等確認監査に係る改善勧告に関する報告について(提出)(様式第11号)」に改善した内容を記載し、以下の提出先へ提出してください。 なお、この改善命令に従わないまま上記の報告期限を経過した場合は、子ども・子育て支援法第58条の9又は第58条の10の規定により、その旨の公表、改善命令又は確認の取消し若しくは効力の停止を行う場合があります。

5 提出先

様式第10号別紙

改善勧告に係る事項 (特定子ども・子育て支援施設等確認監査)

- 1 施設等の名称
- 2 確認監査の実施日時
- 3 改善を要する事項(改善勧告事項)

0 以音で安りの事で	久(以音) 四十分
改善を要する事項	
(改善勧告事項)	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改善勧告の理由	
改善を要する事項	
(改善勧告事項)	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改善勧告の理由	
改善を要する事項	
(改善勧告事項)	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根拠法令	
改善勧告の理由	

(宛先) 各務原市長

所在地名称代表者職氏名

特定子ども・子育て支援施設等確認監査に係る 改善勧告に関する報告について(提出)

年 月 日付けで通知のありました改善勧告に係る事項については、次の とおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 確認監査について

施言	改等	の名	3 称						
実	施	日	時		年	月	日		

2 改善勧告事項に対する改善状況について

改善を要する事項 (改善勧告事項)	改善した内容

様

各務原市長

特定子ども・子育て支援施設等確認監査に係る改善命令について(通知)

年 月 日付け 第 号において改善勧告とした指摘事項について、 改善勧告に係る措置が講じられていませんので、子ども・子育て支援法第58条の9第5 項の規定により、別紙のとおり必要な措置を講ずるよう命じます。

- 1 施設等の名称
- 2 確認監査の実施日時
- 3 改善状況の報告期限
- 4 報告の方法

「特定子ども・子育て支援施設等確認監査に係る改善命令に関する報告について(提出) (様式第13号)」に改善した内容を記載し、以下の提出先へ提出してください。

5 提出先

(粉示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号別紙

改善命令に係る事項 (特定子ども・子育て支援施設等確認監査)

- 1 施設等の名称
- 2 確認監査の実施日時
- 3 改善を要する事項(改善命令事項)

3 以普を安りる事	我(以普印中争传)
改善を要する事項	
(改善命令事項)	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改善命令の理由	
改善を要する事項	
(改善命令事項)	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改善命令の理由	
改善を要する事項	
(改善命令事項)	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改善命令の理由	

(宛先) 各務原市長

所在地名称代表者職氏名

特定子ども・子育て支援施設等確認監査に係る 改善命令に関する報告について(提出)

年 月 日付けで通知のありました改善命令に係る事項については、次の とおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 確認監査について

施言	設 等	の名	; 称						
実	施	日	時		年	月	日		

2 改善命令事項に対する改善状況について

改善を要する事項(改善命令事項)	改善した内容